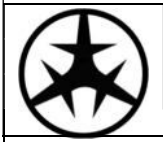
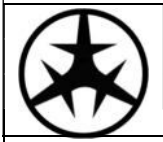


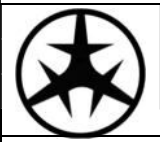
第1編 共通事項 第1章 工事概要	1.1 工事件名 世田谷区立太子堂複合施設1階内部改修工事	第2章 一般事項	2.1 適用範囲 (1) 本特記仕様書は、「東京都建築工事標準仕様書」(令和8年版)(以下、「標準仕様書」という。)に定めない事項又はこれにより難い事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。ただし、仕様書中の「東京都」は「世田谷区」と読み替える。 ・改修工事に限り、監督員が軽微な内容と判断した場合(以下、軽易な改修工事という。)、標準仕様書1.1.2(3)、(4)中の「書面」の交付を省略し口頭のみで指示とする場合がある。省略した場合、受注者は指示内容を記録に残すこと。 ・軽易な改修工事では、標準仕様書1.2.4(1)を適用しない。 ・耐震改修工事について、別途「耐震工事構造特記仕様書」(以下「構造特記」という。)がある場合は、構造特記に記載されている項目を優先する。 (2) 本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。 (3) 本特記仕様書の各項目の○については、本工事において適用させるものであることを示す。 2.2 特許権等の調査について 本工事の特殊な施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。 a 特殊な材料の工法 標準仕様書に記載されていない特殊な材料の工法は、監督員の承諾を受けて当該製品の工法によることができる。 b 同等品 使用材料の製造所及び製品は、特記されたもの又は同等品以上のものとする。ただし、同等品以上のものを使用する場合は、監督員の承諾を受けなければならない。いずれの場合も、使用する材料のサンプル等を監督員に提出すること。 2.3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い 契約書に基づく契約不適合に関して、工事目的物の引渡し日から1年以内及び2年以内に契約不適合に関する調査(工事請負契約約款第41条第1項の契約不適合及び不具合等を確認するための調査をいう。)を行うので、発注者が求めたときには、受注者はその調査に協力及び立会うものとする。詳細は発注者の指示による。 2.4 成績評定について 本工事は、世田谷区建築・設備工事成績評定要綱(平成23年3月25日 22世経理第835号)に基づく工事成績評定について、次による。 ○ 対象 ・ 対象外 2.5 工事の入札等について 入札(又は見積書の提出)に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。	2.6 公共事業労務費調査に対する協力 (1) 本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し、提出する等、必要な協力を行う。また、調査の時期が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。 (2) 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して調査・指導を行う対象となった場合は、受注者は、その実施に必要な協力を行う。また、調査・指導が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。 (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、正確な調査票等の提出ができるよう、労働基準法(昭和22年法律第49号)等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を作成・保存し、日頃から使用している現場労働者の賃金、労働日数、時間等の記録を適切に管理しておく。 (4) 受注者が、本工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が(3)と同様の義務を負う旨を定める。 2.7 各種点検、調査、見学会等への協力 (1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために、各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立会い、協力しなければならない。 (2) (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。 (3) 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。							
	1.2 工事場所 世田谷区太子堂 二丁目 17番 1号										
	1.3 工事期間 令和9年 3月 5日まで (1) 本工事の工期には、猛暑による作業不能日数を見込んでいない。 (2) 本工事は、中東情勢の変化等により供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材(以下「調達検討資材」という。))について、調達変更に伴い必要となる経費が生じた場合、設計変更により計上することができる工事である。 ア 調達検討資材は、塗料(さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む)、防水材(シーリングを含む)、断熱材(押出法ポリスチレンフォーム等)、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板などの資材を想定している。 イ ア以外の調達検討資材は以下とする。										
	<table><tr><td>資材名</td><td>仕様</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>		資材名	仕様							
	資材名		仕様								
	ウ ア及びイによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。 エ その他の詳細は区ホームページを参照すること。 https://www.city.setagaya.lg.jp/02406/3906.html (3)工事着手日は令和9年1月4日以降とする。										
	1.4 工事概要 ・可動式間仕切の新設 ・空調調設備の更新 ・照明機器の更新 ・上記に伴う天井改修										
	1.5 備考 ○ 本工事は、「週休2日促進工事」とする。詳細は、「世田谷区営繕工事における「週休2日促進工事」実施要領」(世田谷区HPより)を参照する。 世田谷区は、区の組織が行う事業活動について環境マネジメントシステムを構築し、環境への配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。 本取組みには、受注者の協力が不可欠であることから、受注者は、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たり、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。										

	世田谷区施設営繕担当部施設営繕第二課	図面サイズ	設計日	設計主任	工事 件 名	世田谷区立太子堂複合施設 1 階内部改修工事	図面名称	図面番号
		A 1 (－) A 3 (－)	設計 令和 8 年 8 月 21 日	整備担当係長				特-01
			変更 年 月 日	設計担当			特記仕様書1	
			年 月 日	町田				

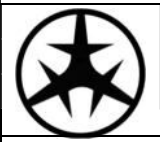
第2編 工事種別 事項 第1章 総則	第1節 共通事項 1.1.4 官公署その他への届出手続等 工事の着手、施工及び完了に当たり、「労働安全衛生法」第8条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。 なお、各手続きにおいて施工状況等の途中記録写真の撮影が必要な場合は、特に留意すること。 1.1.5 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者 (1)ア 本工事が世田谷区議会上程案件の場合、世田谷区議会で可決され契約を締結する前まで、配置予定の監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）は、他の工事に専任で従事することができる。 イ 現場代理人は、受注者と直接的な雇用関係を有する者でなければならない。なお、監理技術者等と兼任する場合は、監理技術者等の規定を適用する。 (2) 「建設業法」（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。 ○ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間。（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。） 当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。 ○ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間。 当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。 ○ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間。 当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。 なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者又は主任技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。 ○ 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。 ○ 発注者があらかじめ認めた期間。 (3) 専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。 (5) 本工事で監理技術者を配置する場合において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置については、次のとおりとする。	・ 認めない。 ○ 認める。特例監理技術者を配置しようとする場合は、「世田谷区工事請負契約における建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用に係る運用基準」（世田谷区HPより）による。 1.1.6 工事の下請負 (2) 本工事において給水設備工事を含む場合、給水装置の施工は、都指定給水装置工事業者によるものとする。ただし工事場所が都外の場合はこの限りでない。 1.1.7 工事実績情報システム（コリンズ）の登録 契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。 登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。また、登録後は、JACICの発行する「登録内容確認書」の写しを監督員に提出する。ただし、コリンズからの登録完了のお知らせのメールをもって省略することができる。 【登録先】 JACICのホームページ「コリンズ・テクリス」を参照すること。 1.1.8 書面の書式及び取扱い 本工事は、「世田谷区 営繕 工事における情報共有システム 試行要領」を ○適用する。 ・適用しない。 試行要領及び使用する情報共有システムについては、区HP（ページID「3906」）より「工事施工中における工事情報共有システム機能要件（世田谷区版）」を確認すること。 1.1.10 施工体制台帳等 (1) 施工体系図には、一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期を記載する。 1.1.16 建設副産物の処理 (1) 建設副産物の取り扱いは、次による。 ア 建設副産物の処理 受注者は、建設副産物の処理にあたっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再使用・再生利用及び適正処理に努める。 イ 施工計画書へのリサイクル計画の記載事項 受注者は、工事を実施するに当たり計画的かつ効率的にリサイクルを実施するため、リサイクル計画を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。 なお、施工計画書には以下の事項の他、必要な事項について記載する。 (ア) 工事概要等 工事件名、工事場所、現場代理人名、監理技術者名又は主任技術者名、廃棄物管理責任者名、工期、工事概要等を記載する。 (イ) 建設副産物の種類、リサイクルの方法等建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利	用量、中間処理量（現場外搬出量）、最終処分量（直接最終処分する場合に限る。）、処理期間、保管方法、収集運搬方法、処分方法、発生土受入地、処分先、運搬経路、その他を記載する。 (ウ) 建設副産物等の運搬・処理業者 運搬・処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保管量、会社及び施設所在地等を記載する。 (エ) 現場での分別 工事現場における建設副産物等の分別はもとより、現場事務所や作業員宿舍等における紙、生ごみ、カンビン類、その他の一般廃棄物の分別の方法、また、材料の梱包材、切れ端、金属類等についての分別収集方法等を記載する。 (オ) 解体工事計画 建築物の解体工事の場合は、解体業者名（建設業者名）、技術管理者氏名（主任技術者又は監理技術者氏名）、分別解体等の手順、建設資材廃棄物の分別方法、発生する建設資材廃棄物の種類・数量、建設資材廃棄物の再資源化等の方法などを記載する。 ウ 施工計画書の添付書類 受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出する。 (ア) 再生資源利用計画書 受注者は、「建設副産物情報交換システム」（以下「コブリス・プラス」という。）により作成する。 ①土砂を搬入する工事 ②碎石を搬入する工事 ③加熱アスファルト混合物を搬入する工事 (イ) 再生資源利用促進計画書 受注者はコブリス・プラスに必要なデータを入力して作成する。 ①建設発生土を搬出する工事 ②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事 ③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事 (ウ) 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（建設発生土を搬出する場合） (エ) 建設発生土搬出のお知らせ（建設発生土を100m3以上搬出する場合） 受注者は、本工事から建設発生土を100m3以上搬出する場合は、搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口宛てに「建設発生土搬出のお知らせ」（東京都建設リサイクルガイドライン掲載様式）を提出しなければならない。なお、提出後速やかにその写しを施工計画書に添付する。 (オ) 告知書 (カ) 建設リサイクル法第13条及び省令第7条に基づく書面 (キ) 汚染土壌の処理 受注者は、本工事において汚染土壌の処理が必要となった場合は、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都）等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引」（環境局ホームページに最新	版を掲載）に従って必要書類を作成し、関係部署に提出する。 エ 建設リサイクル法に係る手続 受注者は、本工事の施工に当たる、建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号、以下「建設リサイクル法」という。）及び「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事）」に基づき、必要な事務手続、特定建設資材の分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行う。「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事）」（東京都）については、東京都都市整備局のホームページで最新版を参照する。 オ 有害物質のチェック 受注者は、本工事の施工に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事着手前に有害物質等の有無のチェックを行い、その結果を「有害物質等チェックリスト」に記載し、監督員に提出する。施工計画書に含めてもよいものとする。 カ 工事情報の登録等 ○ 本工事は、コブリス・プラスの登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかにコブリス・プラスにデータの入力を行い、その都度「コブリス・プラス登録済確認書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。また、受注者は、コブリス・プラス若しくは国土交通省ホームページに公表されている様式により「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。 （問合せ先） 一般財団法人日本建設情報総合センター 建設副産物情報センター（カスタマーセンター） 所在地 〒107-8416 東京都港区赤坂5-2-20 赤坂パークビル 14 階 電話 03--6261-4324 https://fkplus.jacic.or.jp/ E-mail recycle@jacic.or.jp	キ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の掲示 関係法令に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を現場に掲示すること。 ク リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認 建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。 (ア) 再生資源利用実施書 受注者はコブリス・プラスに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。 なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。 ①土砂を搬入する工事 ②碎石を搬入する工事 ③加熱アスファルト混合物を搬入する工事 (イ) 再生資源利用促進実施書
--------------------------------	---	--	---	--	--

	世田谷区施設営繕担当部施設営繕第二課	図面サイズ	設計日	設計主任	工事 件 名	世田谷区立太子堂複合施設 1 階内部改修工事	図面名称	図面番号
		A 1 (－) A 3 (－)	設計 令和8年8月21日	整備担当係長			特記仕様書2	特-02
			変更 年 月 日	設計担当				
			年 月 日	町田				

		受注者はコブリス・プラスに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。 なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。 ①建設発生土を搬出する工事 ②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事 ③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事 (ウ) リサイクル阻害要因説明書 工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざる得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。 ①コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合 ②建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合 ③現場内で分別を行わない場合 ケ マニフェスト等による報告 (7) マニフェストの提示 受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づき、廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)又は電子マニフェストを利用し、適正な運搬、処理を行う。マニフェスト(紙)のうち、受注者(排出事業者)が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。 なお、電子マニフェストを利用する場合は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターから通知された処理結果について、受注者(排出事業者)が印刷したものを監督員に提示する。 (イ) 集計表の提出 受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。 (ウ) リサイクル伝票の提示 受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目(再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等)については、「リサイクル伝票」(写してもよい)を監督員に提示する。その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。 (具体的に、再生利用認定制度や再生利用制度(個別指定)等における建設泥土の再生利用等の法的なマニフェストの交付が不要な再生が対象となる。) (エ) リサイクル証明書の提示 受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書(写してもよい)を監督員に提示する。 (2) 建設副産物の処理は、次による。 オ 構外に搬出する建設副産物の取扱いは、次による。 (ウ) 建設廃棄物の取扱い 受注者は、コブリス・プラス等を利用し、また、受入条件、			再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。 本工事では、次の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが、事前に監督員の承諾を得た場合は、受注者はこれ以外の施設を選定することができる。 なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再資源化施設を変更せざるを得ないこととなった場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。 ○ 建設混合廃棄物 住所 東京都大田区城南島3-2-15 搬出距離 約13.9km 搬出量 約21㎡ 搬出条件：廃石膏ボード混入なし ○ 廃石膏ボード 住所 東京都江東区新砂3-11-31 搬出距離 約16.2km 搬出量 約4㎡ (エ) 有価物を売渡する場合 売渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。 なお、建設廃棄物として処分する場合は、適切に処理すること (有価物の取扱いについては、「行政処分の指針について(通知)」(令和3年4月14日環循規発第2104141号)等を参照すること。) カ クレオソート油等を含む建設発生木材の処理 クレオソート油、CCA(クロム、銅、ひ素の化合物)及びクロルデン類(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和49年政令第202号)第1条8号に規定する物質をいう。)が注入又は塗布された建設発生木材の処理に当たっては、当該物質が 注入または塗布されていない部分と可能な限り分離、分別した上で、廃棄物処理施設での焼却処分又は管理型最終処分場での埋立処分とする。なお、焼却を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及びダイオキシン類特別措置法(平成11年法律第105号)の基準を満たす焼却炉を有する施設を選定し、適切に処理する。 キ セっこうボードの処理方法は、次による。 セっこうボードの撤去に際しては、セっこうボードの裏面に印刷されている製造会社名等により、石綿・ひ素・カドミウム等の含有の有無を確認し、監督員に報告する。施工計画書に含めてもよいものとする。含有が確認された場合には、関係法令に基づき適切に処理するとともに、監督員に処理について協議を行う。 (ウ) (ア)及び(イ)以外のセっこうボードの処理は次による。 ○ 最終処分場とする。 ・ 再資源化とする。 ク PCB含有シーリング材の処理は、次による。			給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。			1.1.26 住宅瑕疵(かし)担保履行法に基づく資力確保措置 (1) 「特定住宅瑕疵(かし)担保責任の履行の確保等に関する法律」(平成19年法律第66号)に基づく保険の加入又は保証金の供託の適用については、次による。 ・ 適用する ○ 適用しない。			1.1.27 設計図CADデータの貸与 設計図CADデータの貸与の適用は、次による。 ○ 貸与する。ただし、貸与するデータを当該工事における施工図又はしゅん功図の作成以外の用途に使用してはならない。 CADデータの著作者名：世田谷区			1.1.28 遠隔臨場の試行 遠隔臨場を試行については次による。 本工事は「世田谷区営繕工事における遠隔臨場試行要領」に基づく、遠隔臨場を ・ 試行する。 ○ 試行しない。			1.1.29 近隣住民への説明及び家屋調査 ○ 工事着工前に近隣住民に対する挨拶及び工事説明を行う。 ○ 工事中は、周辺建物及び道路その他に損傷を与えないよう十分注意し、万一損傷を与えた場合は受注者の負担で速やかに在来に倣い修復する。 ○ 近隣からの苦情、意見については誠意を持って話し合い解決に努める。 ○ 交通安全、道路の汚染防止、徐行の励行、交通渋滞の防止等を徹底するため、交通誘導員を配置する。			第2節 工事関係図書			1.2.1 実施工程表 (2) 全体工期から関連工事等に要する機器等の総合試運転調整期間を差し引いた概成工期(第1編「1.5 工事期間」に明記された場合は、これによる。)を定めるものとする。 概成工期までに、本工事及び関連工事等に係る各設備機器の施工、受電、総合試運転調整の実施に支障となる個別運転調整及び建築工事の仕上げ等を完了させ、工事目的物の使用を想定した総合試運転調整を概成工期後に遅滞なく実施できる実施工程表を作成するものとする。 工事の完了が、関連工事等と同時にしゅん功の場合は、総合試運転調整が完了した日を工事完了日とする(関連工事等は、「1.1.11 関連工事等の調整」による。) なお、工程表には「概成工期」、「受電日」及び「総合試運転調整に要する工程」を明記し、関連工事等との連絡調整を十分に行之、工期末に同時しゅん功するよう協力する。 ※ 概成工期の概念図(概成工期の定義は標準仕様書「1.1.2 用			語の定義(26)」による。) 建築物 電気・機械設備工事 その他関連工事 受電日 概成 しゅん功 着工 着工 着工 個別運転調整※ 個別運転調整※ 個別運転調整※ 総合調整 個別運転調整 総合運転調整 個別運転調整 総合運転調整
--	--	--	--	--	---	--	--	-------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	-------------------	--	--	---	--	--	---

	世田谷区施設営繕担当部施設営繕第二課	図面サイズ	設計日	設計主任	工事 件 名	世田谷区立太子堂複合施設 1 階内部改修工事	図面名称	図面番号
		A 1 (－) A 3 (－)	設計 令和8年8月21日	整備担当係長			特記仕様書3	特-03
			変更 年 月 日	設計担当				
			年 月 日	町田				

(3) 工事用車両の駐車場所及び資機材の置き場所は、次による。 ○ 図示による。 (4) 施工条件は、次による。 ○ 駐車場は、近隣のコインパーキング等を利用する事。 ○ 停電・断水については、施設管理者と協議の上日程を調整すること。 1.3.7 施工中の安全確保 (3) 「労働安全衛生法」(昭和 47 年法律第 57 号) 第 30 条第 2 項における同法第 30 条第 1 項に規定する措置を講ずべき者(統括安全衛生管理義務者)については、次による。 ○ 本工事の受注者を指名する。 ・ 本工事の受注者を指定しない。 なお、この場合における指名への同意については、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。 また、「労働安全衛生法」第 15 条、第 15 条の 2 及び第 15 条の 3 に規定する次の者を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。 ア 統括安全衛生責任者 イ 元方安全衛生管理者 ウ 店社安全衛生管理者 第 4 節 材料 1.4.1 環境への配慮 (1) 「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」等に定める特別品目、特定調達品目及び調達推進品目(以下「環境物品等」という。)の調達は原則として、次による。ただし、記載以外にも対象となる製品等がある場合には、監督員と協議する。 「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」等については、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照する。 ア 本工事で指定する環境物品等は、次による。 (7) 特別品目 ○ 低 VOC 塗料 (4) 特定調達品目 ○ ビニル系床材 イ 受注者は、ア以外のもので、「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」に示す環境物品等の使用を希望する場合は、性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、積極的に使用するものとする。 ウ 受注者は、環境物品等の各品目の「環境物品等使用予定(実績)チェックリスト」を作成し、施工計画書に添付するなどして監督員に提出し、確認を受ける。 エ 受注者は、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト」を、特定調達品目の場合は「環境物品等(特定調達品目)使用予定(実績)チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等(調達推進品目)使用予定(実績)チェックリスト」を根拠に踏まえて作成し、監督員に提出する。また、当該チェックリストの電子		情報を格納した CD-R 等を、併せて監督員に提出する。 なお、チェックリストは、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照すること。 (2) ホルムアルデヒド放散量について、放散等級の表示によらないものは以下のとおりとする。 (3) 世田谷区グリーン購入方針 「世田谷区グリーン購入方針」に基づき、環境に配慮した物品等を調達すること。ただし、適する物品が無いなどの場合は、監督員と協議する。 1.4.4 材料の検査等 (1) 本工事に使用する材料は、別に定める「材料検査基準」(世田谷区)に基づく検査を受け、合格したものを使用する。 (7) 標準仕様書に定める試験機関等については、東京都都市整備局ホームページを参照する。 第 5 節 石綿含有建材の調査 1.5.1 事前調査 (1) 本工事の対象である建築物その他の施設等において、石綿が含有していることが判明している建材等は、次による。 ○ 未調査(平成 25 年 3 月竣工) 第 7 節 施工 1.7.8 排出ガス対策型建設機械 総合施工計画書または工種別施工計画書にカタログ等の資料を添付する等により、適合状況が確認できるようにする。 1.7.9 低騒音型・低振動型建設機械 総合施工計画書または工種別施工計画書にカタログ等の資料を添付する等により、適合状況が確認できるようにする。 あわせて、「特定建設作業実施届出の手引き(世田谷区 HP)」に基づき、適切に作業を行うこと。 1.7.10 化学物質の濃度測定 (1) 化学物質の濃度測定は、次による。 ○ 測定は行わない。 第 8 節 工事検査 1.8.1 工事検査 工事検査に必要な資機材の準備や検査会場の確保など、受験に必要な用意を整えること。特に、工事書類の電子化に伴って必要となる資機材(PC やディスプレイの台数等)は工事の規模などにより異なるので、事前に監督員を通じて検査員と調整すること。 第 9 節 しゅん功図等 1.9.1 完了時の提出図書 (1) しゅん功図は、次による。 ○ 作成する。([1.9.2 しゅん功図]による。)		・ 作成しない。 (2) しゅん功写真は、次による。 ○ 作成しない。 (3) 保全に関する資料は、次による。 ○ 作成する([1.9.3 保全に関する資料]による。) ・ 作成しない。 (4) 環境物品に関する資料は、次による。 ○ 環境物品等使用予定(実績)チェックリスト(実績分)(1.4.1(1)エ) 1 部 ○ 上記電子データ版 一式 (5) 木材使用実績調査表は、次による。 ・ 作成する。(様式は別途監督員から指示する。) ○ 作成しない。 (6) 完成時の提出書類目録、次による。 ・ 作成する。(受領の署名を受けて監督員に提出する。提出部数は、3 部とし、施設・施設所管課・施設営繕担当部で保管する。) ○ 作成しない。 1.9.2 しゅん功図 しゅん功図面の作成に当たっては、監督員の承諾を得て設計原図を複写訂正し、しゅん功原図としても良い。種類及び提出部数は、次による。 (1) 見開製本(A3) 1 部 (2) PDF データ版(印刷不要、電子データで提出) 1 式 (3) CAD データ版(印刷不要、電子データで提出) 1 式 (4) (2)(3)のデータを保存した CD-R 等 1 式 電子データを提出する際には、提出を求める電子データをまとめて(しゅん功写真は除く)提出する。 しゅん功図面、施工図面は「竣工図面作成要領」に基づくものとする。CAD データ及び PDF データは、「CAD 図面仕様書」に基づき作成すること。 なお、電子データはウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報(ウイルス対策ソフト名、チェック日等)を添付し、プラスチックケースに収めた CD-R 等で提出すること。 1.9.3 保全に関する資料 (1) 保全に関する資料は、次による。 ○ 試験成績書 ○ 官公署届出書類(副本) ○ 官公署届出書類の写し ○ 鍵・備品・工具リスト ○ 保証書 ○ 建築物等の保守に関する説明書(機器取扱説明書、装置の運転説明書等) ※ 官公署届出書類及び保証書を除き、1 部提出する。 1.9.4 電子納品 (1) 電子納品における「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」の適用は、次による。 ・ 適用する。 ○ 適用しない。しゅん工図等を電子データで提出する方法		は「1.9.2 しゅん功図」及び監督員との協議による。 第 10 節 その他 1.10.1 個人情報保護の取り扱いについて 個人情報を取り扱う場合は、世田谷区個人情報保護条例の規定に基づき、「個人情報の取り扱いに関する特記事項」による。個人情報の取り扱いに関する特記事項 (秘密保持義務) 1 受注者は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。 (書面主義の原則) 2 受注者は、本特記事項により通知、報告、提出等が求められている事項については、特段の定めがない限り、書面により行うものとする。 (管理体制等の通知) 3 受注者は、この契約の締結後直ちに、以下の文書を発注者に提出しなければならない。 (1) 個人情報保護に関する社内規程又は基準 (2) 以下の内容を含む従事者名簿 ① 個人情報を取り扱う者の氏名、責任及び役割 ② 個人情報を取り扱う業務において個人情報の授受に携わる者の氏名及び業務執行場所 ③ 緊急連絡先一覧 (3) 個人情報を取り扱う業務に係る実施スケジュールを明記した文書 (再委託の禁止) 4 受注者は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の全部又は一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を発注者に通知し、発注者の承諾を得なければならない。また、再受託者(委託先の子会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)にも、この契約を遵守させなければならない。 (目的外使用及び外部提供の禁止) 5 受注者は、個人情報を発注者の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。 (複写及び複製の禁止) 6 受注者は、個人情報の全部又は一部を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。 7 発注者の許可を受けて複写又は複製したときは、業務の終了後直ちに当該複写物又は複製物を利用できないよう処分又は発注者へ提出しなければならない。 (安全管理措置の実施) 8 受注者は、個人情報を取り扱う業務において、発注者に提出した個人情報保護に関する社内規程又は基準を遵守しなければならない。 9 受注者は、従事者に対して、個人情報に関する教育及び緊急時対応のための訓練を計画的に実施しなければならない。	
--	--	--	--	--	--	--	--

	世田谷区施設営繕担当部施設営繕第二課	図面サイズ	設計日	設計主任	工事 件 名	世田谷区立太子堂複合施設 1 階内部改修工事	図面名称	図面番号
		A 1 (－) A 3 (－)	設計 令和 8 年 8 月 21 日	整備担当係長			特記仕様書4	特-04
			変更 年 月 日	設計担当				
			年 月 日	町田				

	10 受注者は、個人情報の授受、保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の事故を防止しなければならない。 （委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却） 11 受注者は、業務が終了したときは、直ちに、業務に使用した個人情報の消去及び個人情報が記録された媒体の返却をしなければならない。 （業務の報告） 12 受注者は、発注者に対し、業務の状況を定期的に報告するものとする。ただし、必要があるときは、その都度報告するものとする。 （監査、施設への立入検査の受入れ） 13 受注者は、発注者が必要とする場合、監査又は検査を受け入れなければならない。なお、再受託者及び更に再委託が繰り返される場合も同様とする。 14 受注者は、発注者が必要とする場合は、業務執行場所へ発注者の職員の立入りを認めるものとする。 （個人情報の漏えい等の対応） 15 受注者は、個人情報の漏えい等が生じたとき、又は漏えい等が生じたおそれがあるときには直ちに発注者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況について書面をもって発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。 （契約解除及び損害賠償） 16 受注者が、個人情報の取扱いについて法令及び本特記事項に違反した場合、発注者は、この契約を解除することができる。ただし、債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、受注者が、個人情報の取扱いにつき法令及び本特記事項に違反したことにより、発注者に損害が生じた場合には、これを賠償するものとする。 1.10.2 工事監理用製本等について 工事監理用の製本及び検査用図面を提出する。なお、部数、仕様、サイズ等については、監督員の指示による。 1.10.3 ユニバーサルデザイン 施工に当たっては、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」及び「世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例」の考え方にに基づき、その適用に努める。 1.10.4 受注者提出書類 受注者提出書類様式、竣工図面作成要領、CAD 図面仕様書等は世田谷区のホームページに登録されているので参照すること。	第2章 仮設工事 2.3.4 監督員事務所の規模、仕上げ、備品等 監督員事務所の設置は、次による。 ○ 設置しない。 ・ 設置する。 2.3.5 受注者事務所等 (1) 作業員用便所について、「快適トイレ」を設置する場合は、東京都建設局の「快適トイレ」を標準仕様とする。（標準仕様については、東京都建設局ホームページの「建設現場に設置する「快適トイレ」の導入についてのお知らせ」を参照すること。） 快適トイレの設置については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。受注者は、快適トイレの基準を満たすことを示す書類を提出し、監督員と協議の上、規格・基数の詳細を決定すること。設計変更の対象となる基数及び費用については「建設現場に設置する「快適トイレ」の導入についてのお知らせ」に準ずる。 第5節 既存部分の養生 2.5.2 既存部分の養生 (1) 既存部分の養生は次による。 ○ シート養生若しくは監督員との協議とする。 (3) 既存家具等の養生方法は次による。 ○ シート養生若しくは監督員との協議とする。 (4) 固定された備品、机、ロッカー等の移動は次による。 ・ 行う（図示による）。 ○ 行わない。				
--	--	---	--	--	--	--

	世田谷区施設営繕担当部施設営繕第二課	図面サイズ	設計日	設計主任	工 事 件 名	世田谷区立太子堂複合施設 1 階内部改修工事	図面名称	図面番号
		A 1 (－) A 3 (－)	設計 令和 8 年 8 月 21 日	整備担当係長			特記仕様書5	特-05
			変更 年 月 日	設計担当				
			年 月 日	町田				

最終更新日：令和8年6月1日									
【電気設備工事特記仕様書】									
1 電気設備工事の概要									
(1) 1 階改修に伴い照明器具のLED化、空調への電源供給、スピーカー・感知器等の交換を行う。 (2) (3) (4) 本工事は、「週休2日促進工事」とする。詳細は、「世田谷区営繕工事における「週休2日促進工事」実施要領」（世田谷区HPより）を参照する。									
2 適用範囲									
(1) 本特記仕様書では、「令和8年度版 東京都電気設備工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という）に定めのない事項、又はこれにより難い事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。ただし、仕様書中の「東京都」は、「世田谷区」と読み替える。 (2) 本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。 (3) 法令は遵守すること。官公庁、消防署、電力会社等に届出の必要がある場合は、遅滞なく手続きを行うこと。									
3 有害物質を含む建設副産物の処理、報告方法									
(1) 蛍光管(HID ランプを含む)等 破壊させないように取扱い、水銀、ガラス、蛍光体、電極部の金属等を分別・再資源化が可能な専門業者に引き渡し処分すること。 (2) 小型充電式電池の廃棄 小型充電式電池(ニッケルカドミウム・ニッケル水素・リチウムイオン)は、受託者の責任により、適正に処分すること。 (3) 鉛蓄電池・アルカリ蓄電池の廃棄 原則として製造元に引渡し、適正に再資源化すること。 (4)イオン化式煙感知器 適切に梱包のうえ、製造元へ返却すること。 (5)トランス、コンデンサ、安定器等のPCB含有の可能性がある機器類 ア トランス、コンデンサ、開閉器のうち、絶縁油の抽出が可能な機器類については検査機関でPCB含有試験を行い、証明書を取得すること。但し、区で検査機関での検査を行い報告書がある場合、製造年月等により、PCBの使用や混入の可能性がない機器類は除く。									
その他、蛍光灯器具の安定器等のPCBが含まれている可能性のある機器類については、製造元に問い合わせるなどして、PCB含有の有無を確認すること。 イ 機器類にPCBの含有が確認された場合、型番不明などによりPCBの含有の有無が確認できない場合には、速やかに監督員に報告し指示を受けること。 ウ 前記アに示す、検査機関によるPCB含有試験を行った場合には、検査機関による報告書、型番等が分かる写真、台数等を明記したリストを監督員に提出すること。また、蛍光灯器具の安定器等、検査機関での試験を行わない場合については、PCB不使用を示す文書を作成することで、検査機関による報告書の代わりとする。 (6) 製造元への返却等の報告 製造元への返却等によりマニフェストが発行されない場合には、返却先からの引受書等により、適正な処分を行ったことを監督員に報告すること。									
4 金属管（金属製ボックス類含む）の塗装について									
(1) 屋内部分（溶融亜鉛めっき仕上げ、ステンレス製、ポリエチレンライニング製の部材、EPS、機械室、電気室及び監督員が指示する場所は除く）は、塗装すること。 (2) 屋外、水のかかる場所及び湿度の高い場所に設置する場合は、溶融亜鉛めっき（めっき付着量300g/㎡以上）もしくはステンレス製の部材を使用し、それ以外（ポリエチレンライニング製の部材は除く）の部材は塗装すること。									
5 既製盤について									
既製品の盤類の錠は、タキゲン キーNo. 200 もしくはその互換品とする。									
6 製作盤について									
特記のない盤類（受変電設備を含む）は特注品とし、以下の仕様とする。 (1) 錠は、以下のとおりとする（互換品でも可）。 ア キュービクル：タキゲンA－3 1 2－1（HL－6 0） イ 分電盤類（区営住宅を除く）：タキゲンA－3 1 2－2（HL－4 0） ウ 区営住宅盤類：タキゲンA－3 1 0－4（HA－3 0） (2) 配線用接続端子台付きとする。									
7 照明器具について									
(1) 照明器具等の改修工事において、照明器具の新設や更新位置に、既設の埋め込みアンカー等がない場合は、原則として後打ちアンカー施工を行うこと。 ただし、コンクリート内の既存埋設配管・配線等を傷つける恐れがある場合や、新設特定天井材に取付ける場合には、脱落防止措置として、特定天井材用つりボルトで固定された野縁材に、ねじ等で直接照明器具を堅牢に固着すること。 このとき、照明器具はワイヤー等（機器荷重に対して10倍の安全率の部材）により、特定天井用つりボルト等と照明器具を固定し、脱落防止措置を行うこと。 これらの施工を行う前には、あらかじめ監督員へ施工資料を提出し、協議を行い実施すること。 (2) 新設特定天井材に照明器具等を埋込設置する際は、特定天井と照明器具との間隔が60mm以上となるように施工すること									
8 姿図、製造番号等について									
図面に示す製品姿図や、製造番号及び製作者名は参考であり、その製品等の品質及び性能を有するものを使用する。ただし、指定製品番号として示されているものについては、原則、その製品を使用すること。なお、製品等の決定は監督員の承諾による。									
9 造営材取付けの配線について									
ケーブルを造営材に取付ける場合、下記の距離で支持をすること。									
敷設の種類						支持点間の距離			
造営材の上面に敷設する場合						1.0m以下			
造営材の側面又は下面に敷設する場合						0.5m以下			
ボックス、器具等からの距離						(ボックス、器具等から) 0.3m以下			
10 試験成績表等の提出									
対象の工事がある場合は、以下の書類を作成し、監督員に提出すること。									
(1) 電気回路を改修もしくは新設する場合 施工前、施工後の絶縁抵抗値、接地抵抗値の測定結果 (2) 照明機器を設置する場合 ア 照度測定結果（書室照明を撤去し改修する場合は、施工前後の測定結果を提出すること） イ 特定天井に直接照明器具を取り付ける場合は、強度計算書（施工前まで） ウ その他監督員が指示するもの									
11 光熱水費等請求先の変更について									
下記施設における工事の施行に当たり、工事期間中及び工事完了後に光熱水費等の名義を区に変更する際には、事前に変更予定日を施設所管課に通知すること。また、料金請求先を指定請求先とすること。									
記載の無い施設については、監督員及び施設管理者と協議の上、その請求の流れについて説明を行うこと。									
施設						指定請求先			
区立小学校、中学校、幼稚園						教育政策・生涯学習部施設計画課			

設計者	設計事務所	設計実務者		図面サイズ	設計日	主任監督員	工事件名	世田谷区立太子堂複合施設1階内部改修工事	図面名称		図面番号
	登録番号	主任技術者		A 1（－） A 3（－）	設計	令和7年 月 日			整備担当係長		E-01
	設計者氏名	設計照査者			変更	年 月 日			担当監督員	電気設備工事特記仕様書 1	
	登録番号	設計担当者				年 月 日			濱崎		

設計者	設計事務所	設計実務者		図面サイズ	設計日	主任監督員	工 事 件 名	世田谷区立太子堂複合施設 1 階内部改修工事	図面名称	図面番号
	登録番号	主任技術者		A 1 (－)	設計 令和 8 年 8 月 日	整備担当係長				M-01
	設計者氏名	設計照査者			変更 年 月 日	担当監督員			機械設備工事特記仕様書1	
	登録番号	設計担当者		A 3 (－)	年 月 日	石川 諒				